

訪問介護自費サービス
きらら富士ヘルパーセンター
運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人県民厚生会が設置経営するきらら富士ヘルパーセンター（以下「事業所」という。）が行う介護保険外の訪問介護サービス（以下「自費サービス」という。）の運営及び利用について必要事項を定め業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所において提供する自費サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。運営については、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の希望に沿った自費サービスを提供することを基本方針とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きらら富士ヘルパーセンター
- (2) 所在地 富士市一色258-47

(利用者の資格)

第4条 事業を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 介護保険認定により要介護1 から要介護5 までの認定者。
- (2) 地域包括支援センターによるチェックリストにより事業対象者に該当すると認められた者
- (3) 減免対象者を含め利用料自己負担の支払い能力のある者。

(利用料)

第5条 利用料は、別に定める額とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) サービス提供時間 24時間

(3) 営業時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(自費サービスの内容)

第 7 条 提供できる自費サービスの内容は次の通りとする。

- ① 家事支援
ゴミだし・調理・後片付け・掃除・洗濯・布団干し・庭の手入れ（草むしり）・
買い物代行等
- ② 付添介助
散歩・墓参り・病院見舞い・美容院・通院の付き添い等
- ③ 入退院支援
入院時・退院時の準備や付き添い・入院中の見守り等
- ④ 見守り支援
ご自宅に伺い様子確認や見守り等

(実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、富士市内及び富士宮市内とする。

第 2 章 職員及び職務

(従業者の職種、員数)

第 9 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2 人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに対する調整、
訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員等 3 人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(職務内容)

第 1 0 条 管理者は、介護業務及び業務の管理、職員等の管理を一元的に行う。

2. サービス提供責任者は、それぞれの利用者に適した訪問介護計画を作成し利用者及び家族に対し、その内容について説明しなければならない。
3. サービス提供責任者は、連携する居宅介護支援事業所及び他サービス事業者、介護保険施設及び病院等との連絡・調整、また、訪問介護員の指導を行う。
4. 訪問介護職員は、指定された利用者の居宅にて訪問介護計画に基づいた介護を提供する。

第3章 利用の開始及び中止

(利用の申し込み)

第11条 自費サービス利用の希望者とその家族又は身元保証人は、利用契約に先立ち、事業所の運営概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に必要な重要事項について、文書をもって事業所から十分な説明を受け、利用回数、時間、介護内容、利用料金について同意の後に利用契約を結び、利用を開始できるものとする。

2. 管理者は正当な理由なく自費サービスの提供を拒否してはならない。

(利用の手続き)

第12条 利用者は、利用開始について次の書類を事業所に提出する。

- (1) 利用契約書（説明を受け押印されたもの）
- (2) 重要事項説明書（説明を受け押印されたもの）
- (3) 介護保険被保険者証
- (4) その他管理者が特に必要と認めた書類

(利用の中止)

第13条 利用者は、利用を中止しようとする時は利用中止の連絡をする。

(契約の解除)

第14条 利用者が次の各号に該当するときは、契約の解除ができる。

- (1) 不正または偽りの手段によって利用しているとき。
- (2) 正当な理由なく利用料の支払いを滞納したとき。

第4章 サービス提供の基本原則

(サービス提供原則)

第15条 自費サービスの提供は、利用者が居宅にあってその有する能力に応じて日常生活を送ることができるよう、利用者の希望に沿った自費サービスを提供することを基本方針とする。

2. 次の自費サービス提供は禁止する。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等に管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 契約者でない方へのサービス提供

(緊急時対応)

第16条 自費サービスの提供を行っている時、利用者に状態の急激な変化が生じた場合、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行いその指示に従う。さらに事業所へ連絡するとともに家族等の緊急連絡先へ連絡して状況の説明をする。

第5章 従業員規律

(秘密保持)

第17条 従業者は、正当な理由なく、就業期間、また退職後においても、その業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 自費サービス提供において他のサービス事業者を利用者の情報を提供する際には、利用者又は家族の同意を得ておかなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときには、これを提示しなければならない。

(サービス提供の記録記載)

第19条 従業者は、指定訪問介護を提供した際には、利用者の自宅に設置した自費サービス提供記録用紙に提供時間、内容を正確に記入し利用者の確認を得るものとする。

第6章 事業者（所）責任

(掲示)

第20条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、協力機関及び利用料その他サービスの選択に関する重要事項の掲示をしなければならない。

(広告)

第21条 事業所は、事業の広告について虚偽又は誇大なものであってはならない。

(衛生管理)

第22条 事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所は、居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者から金品等の利益を供与又は収受しないよう従業者の管理監督をするものである。

(苦情処理)

第24条 事業所は利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理相談窓口を置く。

2. 苦情解決責任者は、きらら富士の施設長とし、苦情について事実関係の調査を行い、改善措置を徹底し、利用者及び家族に対して十分な説明と理解を得、その記録を残すよ

うにするものである。

3. 施設長は市町村が受けた利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応して、その結果を市町村に報告するものとする。
4. 施設長は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、同会からの指導、助言に従って必要な改善を行うようにするものとする。

(損害賠償)

第25条 事業所は、利用者に対する自費サービス提供にあたって、賠償すべきと認められる事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(会計区分)

第26条 事業所は、自費サービスの会計とその他の事業を区分しなければならない。

(記録の整備)

第27条 事業所は、従業者や会計に関する記録を整備しておくものとする。

2. 事業所は、事業所における介護提供の記録を完結の日から2年間保存するものとする。

(従業者研修)

第28条 従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内。
- ② 経験に応じた研修 内部研修及び外部研修を適宜実施する。

第7章 利用料の徴収

(利用料の徴収)

第29条 利用料の徴収は、月ごとに発行する請求書に基づき、利用者または家族の指定する口座からの引き落としを原則とする。但し利用者の都合により事業所の指定する所定口座に振込みするか、現金によって指定期日までに徴収することもできるものとする。

2. 前項の費用の額に関わる自費サービスの提供、及び徴収方法については、予め利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8章 利用者規約

(損害賠償)

第30条 利用者が故意又は重大な過失によって、従業者に損害を与えたときには、利用者又は家族(身元保証人)はその損害を弁償しなければならない。

(届出)

第31条 利用者又は家族(身元保証人)は、利用開始後において身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨をすみやかに届け出るものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 訪問介護の提供中に非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を構ずる。また、管理者は利用開始に伴い利用者ごとに具体的な対処方法、避難経路及び交通機関や家族との連携方法を作成し担当従業者を教育しなければならない。

第10章 緊急時における対応方法

(緊急時対応)

第33条 緊急事故が発生した場合は、緊急事故対応マニュアルに従って利用者の生命を第一優先として迅速に行動し、医療機関の協力を得る。

雑則

(地域社会の連携)

第34条 常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として安心してサービスを受け、いきいきした生活が営めるように配慮する。

(改正)

第35条 この規程を改正・廃止しようとするときは、県民厚生会理事長の承認を得るものとする。

[その他]

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、県民厚生会法人本部と管理者が協議の上で定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年12月1日より施行する。